

## 【警報発令時の対応について】

### <学期中>

天候不良・交通機関の運休等における自宅学習・始業延期等の措置

下記対象地域のいずれかに、何らかの特別警報、もしくは「暴風」「大雪」のいずれかの警報が発令されている場合は、次のように措置する。(なお警報発令中は自宅待機および自宅学習とする)

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 1. 午前 06 時以前に警報が解除された場合   | 平常授業      |
| 2. 午前 08 時 30 分までに解除された場合 | 3 時限目から授業 |
| 3. 午前 10 時 30 分までに解除された場合 | 5 時限目から授業 |
| 4. 午前 10 時 30 分現在で発令中の場合  | 終日自宅学習    |

対象地域：東久留米市、清瀬市、西東京市、東村山市、小平市、小金井市、武蔵野市、練馬区

注 1) 午前 6 時以降に上記警報が発令された場合は、上記 2 および 3 に準じる。

注 2) 授業を開始した場合も、交通機関の乱れ等による遅刻や欠席は公欠扱いとする。

注 3) 生徒の居住地に上記と同様の警報が出た場合の遅刻や欠席も公欠扱いとする。

注 4) 天候不良の際には、十分に注意を払い安全の確保を第一優先で登校するよう注意する。

### <休業中>

下記対象地域のいずれかに、何らかの特別警報、もしくは「暴風」「大雪」のいずれかの警報が発令されている場合は、次のように措置する。

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 1. 午前 06 時以前に警報が解除された場合   | 平常通り登校可能     |
| 2. 午前 08 時 30 分までに解除された場合 | 10：30 から登校可能 |
| 3. 午前 10 時 30 分までに解除された場合 | 13：00 から登校可能 |
| 4. 午前 10 時 30 分現在で発令中の場合  | 終日登校禁止       |

対象地域：東久留米市、清瀬市、西東京市、東村山市、小平市、小金井市、武蔵野市、練馬区

部活動・講習等で登校予定の生徒は上記のとおりに行動すること。各自、身の安全を第一に考え決して無理のない行動をとること。また、部活動等の連絡網を活用するなどしてそれぞれが情報共有を心がける。